

福島県優良土木・ 建 築 工 事 表 彰 事 務 取 扱 要 領	福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領の運用基準
(表彰の推薦) 第4条 関係	1 「福島県優良土木・建築工事表彰審査書」の項目のうち出来形、出来ばえ及び創意工夫とは、下記のことをいう。 (1) 出来形 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足していること。 (2) 出来ばえ (イ) 全体の仕上がりが良いこと。 (ロ) 細部まで丁寧に仕上げられていること。 (3) 創意工夫 各現場個々の特性を踏まえ、下記のような創意工夫を行った工事。 (イ) 工程管理（作業工程などにおいて創意工夫を行い、工期短縮した工事） (ロ) 品質管理（品質管理に創意工夫を行い、品質が特に良好な工事） (ハ) 安全対策（安全対策、安全教育、訓練等において創意工夫し安全に施工された工事） (ニ) 環境対策（騒音、振動、水質汚濁、粉塵、悪臭、動植物、自然景観等への創意工夫を行うなどの配慮をした工事） (ホ) 施工者が自ら新技術の導入を提案している。 (ヘ) 積極的な地元対策を実施し、良好な対外関係を築くなど、上記以外の項目においても、他の模範となる創意工夫や配慮を行っている。 2 「福島県優良土木・建築工事表彰審査書」の項目のうち低入札価格調査制度該当工事は、重点監督等の状況について十分考慮した上で推薦するものとする。 3 推薦にあたっては、外部に漏えい等が生じないよう適切に管理すること。

福島県優良土木・ 建築工事表彰 事務取扱要領	福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領の運用基準
(委員会の審査) 第6条 関係	1 要領第6条第4項の現地審査に関し、下記の事項を定める。 (1) 各班における現地審査 現地審査は、複数の班編成において行うこととする。 (2) 班の編成 班長1名、原則として班員1名とする。 (3) 班長及び班員の指名 班長は、委員の職にある者のうちから1名、班員は、委員の職にある者及び審査部門の事業を所管する工事主務課職員のうちから原則として1名を委員長が指名する。 (4) 工事主務課職員とは 原則として現地審査対象部門の事業を所管する各課長・室長、若しくは主幹をいう。 (5) 日程 各建設事務所現地審査箇所図より調整し決定する (6) 遠隔臨場（遠隔現地審査） 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介しての審査を可能とする。 なお、詳細は別に定める。 2 要領第6条第5項の「第2次書類審査」に関し、下記の事項を定める。 (1) 評価点のとりまとめ 各班の現地審査箇所表の評価点を現地審査結果表にとりまとめる。 ※現地審査箇所表及び現地審査評定表は、各班で工事ごとに一枚ずつ作成する。（合議制） (2) 優良工事の選定 低入札価格調査制度該当工事の評価点を減点するものとする。 その上で、部門別に評価点の高い順に整理し、90点以上の工事の中から、表彰対象工事を選定し知事に推薦する。

福島県優良土木・ 建築工事表彰 事務取扱要領	福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領の運用基準
(表 彰) 第7条 関係	知事表彰工事（優良建設工事） (1) 表彰対象工事は、該当のない部門については表彰をさけるものとする。 また、同一部門内に優秀な工事が多くある場合には複数でもよいが、全部門の総件数は29件以内とする。 (2) 3箇年連続で受賞した施工者には知事特別賞を授与するものとする。この場合の連続受賞については、農林水産部及び土木部双方の優良建設工事に適用する。 なお、単独受賞による場合のみを対象とし、共同企業体による構成員としての受賞は対象としない。 また、知事特別賞を受けた年度を含む3箇年は、再受賞することはできない。 (3) 表彰は、知事の定める期間に実施するものとする。 (4) 表彰する年度において、表彰決定日までに、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める参加資格制限に該当する重大な事故等を発生させた施工者にかかる工事は表彰から除外するものとする。(共同企業体の場合は、事故等を発生させた構成員のみ除外する。) また、表彰決定日までに、発生させた事故等で表彰決定日後に、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める参加資格制限を受けた施工者にかかる工事は表彰の効力を失効する。(共同企業体の場合は、入札参加資格制限措置を受けた構成員のみ失効する。) なお、出先機関の長等は、推薦した企業が推薦から表彰決定日までに現場内事故や不適合工事を起こした場合は、速やかに技術管理課へ報告するものとする。 (5) 平成25年度表彰から当面の間（東日本大震災における災害復旧工事が概ね完了した年度の翌年度まで）は、災害復旧工事（災害関連事業、災害復旧助成事業、建築における改築工事は除く）は通常工事（災害復旧工事以外の工事）と区別して審査するものとする。 (6) 共同企業体にかかる工事については、要領第2条の各号に該当する構成員のみ表彰するものとする。ただし、県内企業と県外企業間の共同企業体にかかる工事については、県内企業のみ表彰するものとする。

(補 則) 附 則	優良工事に準ずる工事 (1) 優秀な工事であったが、知事表彰とならなかった工事については、準ずる工事として、優良工事審査委員長名で表彰することができる。 (2) 施工者等への通知は別紙のとおりとする。 この運用基準は、昭和63年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成 5年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成 6年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成 9年 7月15日より適用する。 この運用基準は、平成13年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成15年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成16年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、平成17年 7月 1日より適用する。 この運用基準は、平成18年11月13日より適用する。 この運用基準は、平成19年 4月10日より適用する。 この運用基準は、平成20年 2月15日より適用する。 この運用基準は、平成22年 3月10日より適用する。 この運用基準は、平成23年 3月10日より適用する。 この運用基準は、平成25年 6月 3日より適用する。 この運用基準は、平成27年 1月 5日より適用する。 この運用基準は、平成28年 1月 4日より適用する。 この運用基準は、平成29年 1月31日より適用する。 この運用基準は、平成30年 1月29日より適用する。 この運用基準は、平成31年 3月22日より適用する。 この運用基準は、令和 2年 3月27日より適用する。 この運用基準は、令和 4年 4月 1日より適用する。 この運用基準は、令和 6年 8月 7日より適用する。 この運用基準は、令和 7年 4月 1日より適用する。
--------------	--